

第 23 回環境社会配慮諮問委員会における意見を踏まえた検討課題

2022 年 12 月 19 日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

総務部

第 23 回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会における意見を踏まえた検討課題は以下のとおり。各課題の対策について検討した上で、ガイドライン改定案を策定する。

記

1. 現在ジェトロが実施する事業の環境への影響について確認する必要がある

【検討案】

現在のジェトロ事業をカテゴリ分類した上で、各カテゴリのリスクに応じた対応策を検討する。また環境社会配慮に貢献する事業についてもカテゴリを設ける。

【参考意見】

- ・ジェトロの事業が、当該国にどれくらい負の影響を与えているか、それを削減するためにどれくらいのコストをかけるべきかを確認した上で新しいガイドラインの方向性を定めるべき。影響の範囲と深さに応じて、新しいガイドラインの方向性を定めると、そこから情報公開の在り方、諮問委員会の関与については決まってくる。
(小島委員)
- ・各事業をどのようにリスクアセスするか、また各事業の課題が深められると良い。またリスクが生じた際のプロセスも書き込めれば良いと思うので検討してほしい。
(田辺委員)
- ・ジェトロ本体の活動について現在のガイドラインではあまり触れていないと思うので、その点をどのようにするのか検討が必要。第 2 部をどう書くか検討が必要。今のガイドラインの内容でも十分に対応できているのかもしれないが、事業の展開の仕方に応じた書き方があるのではないかと思う。但し、民間企業の相手の事業は変化していくので詳しく書くのは良くないので、どの程度で収めるか検討が必要。
(村山委員)
- ・案件形成事業はやっていないため、むしろ個別のジェトロ事業は、自主アセスメントみたいな発想かもしれない。(原科委員長)

2. ジェトロの取り組みについてエビデンスを用いて情報発信する必要がある

【検討案】

ジェトロの環境社会配慮の取り組みについて報告書などを作成し情報発信する。

【参考意見】

- ・環境にやさしいことをやっていますというだけでなく、本当にそうなのか出来る

限り数値で示していくことがガイドラインに盛り込めればよい。(源氏田委員)

- ・具体的なもので表現されると分かり易い。定量的でなくてもよいが、エビデンスはあった方がよい。一つは事業実施主体としての在り方、二つ目は国内外の企業を支援する側として、この 2 つの領域について書き込んでいく。事業主体としてのジェトロ、支援する側としてのジェトロ、仕分けして記載する。(原科委員長)
- ・自主的にチェックして情報提供していく。小さな関与、コンパクトなカタチ。コストは格段に下がるが、しっかり情報提供していく。そういう意味では、統合報告書で情報提供するようなアプローチもあるかもしれない。(原科委員長)
- ・統合報告書を出していく、もしくは統合報告書を企業に勧めることで支援することもできる。特別な取り組みはコストかかるので情報提供することで、企業からのフィードバックもある。(原科委員長)

3. ジェトロ事業について第 6 期中期計画の内容と整合性をとる必要がある

【検討案】

ジェトロ事業について、2023 年 4 月から開始するジェトロ第 6 期中期計画の内容をガイドラインに盛り込む。第 6 期中期計画に環境社会に配慮した業務運営に努める旨も記載する方向で調整する。

【参考意見】

- ・2022 年度で第 5 期中期計画が終了するため、現在、第 6 期中期計画の検討が進められているが、第 6 期中期計画の情報が足りない。全ての情報を出したうえで議論して固めていく必要がある。(柳委員)
- ・中期計画の骨格はどうなっているのか。(高梨委員)
- ・第 6 期中期計画がはつきししないと分からないが、環境社会配慮ガイドラインを改定する側から第 6 期中期計画策定に向けてサジェスチョンするようなことを考えても良い。(原科委員長)

4. 環境社会配慮を巡る新たな動向を盛り込む必要がある

【検討案】

各委員からガイドラインに盛り込むべき具体的な内容について意見を頂いているので個別に検討する。ビジネスと人権についても、現行のガイドラインの記載内容の見直しを検討する。

【参考意見】

- ・SDGs をしっかりやる上では環境社会配慮に目を配る必要がある。ライフスタイル全体でみていく必要がある、ガイドライン前半で SDGs への配慮を書き込むと良い。(原科委員長)
- ・環境社会配慮を巡る環境が変化しているので国際会議の動向、新しい動向を盛り込み最新のものとしてほしい。(高梨委員)
- ・ガイドラインができて時間が経っており環境が変化しているので、SDGs、パリ協定

などカーボンニュートラルは入れてほしい。(源氏田委員)

- ・気候変動などについてアップデートは必要と考える。(村山委員)
- ・「生態系及び生物相」の用語は、「生物多様性」に言葉を置き換え、労働環境も含める。「温暖化」にかかる表現は「気候変動」変更する。(原科委員長)
- ・人権についてアップデートは必要(村山委員)
- ・労働環境、ウイグル自治区の問題もあり、配慮が必要であると思う。(高梨委員)
- ・ウイグル自治区の不当労働問題、強制労働問題もあるので労働環境は入れてほしい。(源氏田委員)
- ・別紙1に盛り込むべき内容としては、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」がある。企業が社会にプラスの貢献をするためのベースラインとして人権を尊重する、負の影響を与えないということがベースラインになっている。企業はどこかでいいことをやっていても人権侵害をやっていたらいいことにはならない、そういうベースラインを位置づけ、ガイドラインを作っていければ望ましいと考える。(山田センター長)
- ・ビジネスと人権について強化する方向でしっかり書き込んでいきたい。(原科委員長)

5. 「第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮」は残しておく必要がある

【検討案】

「第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮」について、将来、類似の案件形成調査があった際に活用できるよう、汎用性を持たせる記載内容に改め残しておく。

【参考意見】

- ・ジェットロでは案件形成調査は実施していないが、将来経産省より受託を受ける可能性があるので残したいとの意見があったから残していると理解している。そうであれば、ジェットロの意向を踏まえ、現状のバージョンを JICA の新ガイドラインに合わせて微修正し、残すことで良いと思う。案件形成調査がないからといって、いま無理にコンパクトにする必要はないのではないか。ジェットロ事業の FS でも大きな影響を及ぼすことも過去の案件であったので配慮しておいた方が良いと思う。その点について、大きな方針をジェットロで示してほしい。(高梨委員)
- ・第Ⅲ部は残すことで良いと思う。残すのであればアップデートは必要であり、きちり見ていかないといけない。(村山委員)
- ・第Ⅲ部については、将来また起こりえるので、(特定の事業名ではなく)汎用性のある一般的な名称が良いと思う。(原科委員長)

以上